

中小企業ががんばれ応援事業 補助金のご案内

新型コロナウイルス感染症対策としての中小企業ががんばれ応援事業補助金

◇補助内容 新型コロナウイルス感染症の影響によって業績が悪化した事業者を支援するため、経営維持、設備投資、販路開拓にかかる経費の一部を補助します。

◇対象者 次の要件のいずれにも該当する事業者

- (1) 市内に事業所を有する法人または個人事業主（市内に住所を有している者に限る）で、中小企業基本法上の中小企業であること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年1月以降の売上が最も減少した月の売上が、次のア・イ①・イ②のいずれかに該当すること。
 - ア 前年同月比で30%以上減少していること。
 - イ 業歴が3か月以上1年1か月未満の場合は、次の①または②と比較し、30%以上減少していること。
 - ① 過去3か月（最近1か月を含む）の平均売上
 - ② 令和元年10月から12月までの平均売上
- (3) 市税等の滞納がないこと。
- (4) 大垣市暴力団排除条例に該当する法人または個人でないこと。

◇補助金額 補助対象経費の2分の1の額とし、**30万円**（1回限り）を上限とします。

◇対象事業 経営維持、設備投資、販路開拓につながる事業で、国・県等の補助金の交付を受けていない、または申請を行っていない事業を対象とします。

補助事業	補助対象経費例
新型コロナウイルス感染症の拡大防止に関する事業	・テレワークの実施に係る機器、ソフトウェア等の導入に要する経費 ・パーティションや仕切り板等の購入に要する経費
経営再建に関する事業	・コンサルティングに要する経費 ・事業用資産（設備、建物、土地等）の売却に要する経費
商品開発に関する事業	・新たな商品、製品及びサービスの開発に要する経費 ・新たな商品、製品及びサービスの生産並びに販売に必要な設備導入に要する経費
売上向上や販路開拓に関する事業	・インターネット等を活用した新たな販路開拓に要する経費 ・インターネット販売の追加及び強化に要する経費
固定経費削減に関する事業	・作業効率を大幅に向上させる機器等の導入に要する経費 ・省エネ効果のある機器等への更新に要する経費
人材育成・確保に関する事業	・従業員のスキルアップのための研修に要する経費 ・eラーニング等を活用した研修に要する経費 ・就職及び転職情報サイトへの掲載に要する経費
働き方改革・職場環境改善に関する事業	・サテライトオフィス（試験導入も含む。）の導入に要する経費 ・働き方改革、生産性向上等のコンサルティングに要する経費
広告・宣伝に関する事業	・新型コロナウイルス感染症対策のPRに要する経費 ・ホームページの開設及び充実強化に要する経費 ・新聞、雑誌、インターネット等への広告に要する経費 ・チラシ、DM等の作成及び発送に要する経費

※ 補助対象とならない経費がありますので、詳しくは募集要領をご覧ください。

◇対象期間 令和2年5月13日から

◇申請期間 令和2年5月13日から令和3年2月26日まで ※当日消印有効

- ◇必要書類
- (1) 大垣市中小企業がんばれ応援事業補助金申請書（第1号様式）
 - (2) 事業計画書（別紙1）及び収支予算書兼補助対象経費積算明細書（別紙2）
（経費積算根拠を確認できる見積書等を添付してください）
 - (3) 市内に事業所を有する法人または個人事業主（市内に住所を有している者に限る）であることが分かる書類（法人事業概況説明書の控え、履歴事項全部証明書、直近の所得税確定申告書の控え等の写し）
 - (4) 30%以上の売上減少が分かる次のア～エのいずれかの書類
 - ア 新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少の申告書（第2号様式）
※ アの書類を用いる場合は、30%以上の売上減少が比較できる次のいずれかの台帳等の写しを添付してください。
 - ① 令和2年1月以降、最も売上が減少した月の売上と前年同月の売上の比較
 - ② 業歴3か月以上1年1か月未満の場合は、令和2年1月以降、最も売上が減少した月の売上と次のいずれかの平均売上の比較
 - 1) 過去3か月（最近1か月を含む）の平均売上
 - 2) 令和元年10月から12月までの平均売上
 - イ 持続化給付金給付通知書の写し
 - ウ セーフティネット保証4号または5号認定申請書の写し
 - エ 危機関連保証認定申請書の写し
 - (5) 市税の完納証明書
 - (6) 大垣市中小企業がんばれ応援事業補助金からの暴力団排除に関する確約書（第3号様式）
※申請書の様式は、大垣市のホームページからダウンロードしてください。

◇申請方法 感染拡大防止のため、郵送により次の宛先にご提出ください。
宛先：〒503-8601 大垣市丸の内2丁目29番地
大垣市経済部商工観光課 緊急経済対策担当 ☎47-8596

◇補助金交付の流れ

